

特別養護老人ホームあい寿の丘（入所・ショートステイ）
 低所得者対策として、該当者には、次の制度が適用されます。

①〈居住費〉〈食費〉の負担軽減について

利用者負担となる〈居住費〉〈食費〉は、段階に応じて利用者負担の限度額が設定されます。負担段階決定は利用者申請により各市町村が実施します。

負担段階	対象者	居住費 (個室)	居住費 (多床室)	食費
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	320 円/日	0 円/日	300 円/日
第2段階	・市町村民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	420 円/日	320 円/日	390 円/日
第3段階	・市町村民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超266万円未満の方	820 円/日	320 円/日	650 円/日
第4段階	・上記以外の方	1150 円/日	320 円/日	1380 円/日

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

低所得者の方は申請により社会福祉法人の減免制度が適用され、利用料（食費含）が減額されます。減額割合は1/4（第1段階の方は1/2）となります。

対象の要件	<p>市町村民税世帯非課税であって、次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市町村が認めた方</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</p> <p>②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していないこと。</p>
-------	---

減額制度を受けるためには、市町村への申請が必要となりますので、上記の要件を満た

す方は、市町村へ申請のうえ、確認証を発行してもらって下さい。

③高額介護サービス費

介護サービス費（1割負担分）が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻しされます。

負担段階	対象者	上限額（月額）
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	15,000円
第2段階	・市町村民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	・市町村民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超266万円未満の方	24,600円
第4段階	・上記以外の方	37,200円

特別養護老人ホーム あい寿の丘
電話 0569-65-2965